

ガバメントクラウド接続等サービス提供業務
仕様書

令和6年7月

金沢市総務局デジタル行政戦略課

目次

第1章 総則	1
1. 概要	1
2. サービス構成及び業務内容	1
(1) サービス構成	1
(2) 業務内容	1
3. サービス提供期間	3
(1) 提供期間	3
(2) 中途解約	3
(3) 提供期間に係る留意事項	4
4. 本業務履行場所	4
(1) 主たる本業務履行場所	4
(2) 従たる本業務履行場所	5
5. 料金体系等	5
(1) 料金体系	5
(2) 料金の支払	5
(3) 経費に係る留意事項	6
6. その他特記事項	6
第2章 本サービスの要件	7
1. サービス提供要件	7
(1) 拠点接続回線サービス及びクラウド接続ゲートウェイサービス共通要件	7
(2) 拠点接続回線サービス要件	9
(3) クラウド接続ゲートウェイサービス要件	9
(4) ガバメントクラウドネットワーク運用補助サービス要件	10
2. 初期環境設定作業要件	12
(1) 拠点接続回線サービス要件	12
(2) クラウド接続ゲートウェイサービス要件	13
第3章 本業務実施要件	14
1. プロジェクト管理要件	14
(1) プロジェクト管理全般・基本計画	14
(2) プロジェクト計画書	14
(3) プロジェクト管理項目	14
2. プロジェクト体制要件	15
(1) プロジェクト体制全般	15
(2) 責任者等	15
3. プロジェクト会議体要件	16
(1) プロジェクト会議体全般	16
(2) 定例会	16

4.	プロジェクト工程要件	16
(1)	プロジェクト工程	16
(2)	設計工程要件	16
(3)	設定工程要件	16
(4)	テスト工程要件	17
第4章	納入成果物要件	18
1.	文書による納入成果物	18
(1)	電子ファイルの形式	18
(2)	電子ファイルの提供方法	18
2.	納入成果物の種類と納入期日	18
(1)	サービス提供開始時までには納入するもの	18
(2)	サービス提供期間中に納入するもの	18
3.	納入場所	19

第1章 総則

1. 概要

「ガバメントクラウド接続等サービス」（以下「本サービス」という。）は、デジタル庁が提供する「ガバメントクラウド」に対して、金沢市（以下「発注者」という。）既設ネットワークを通信回線により接続することで、発注者においてガバメントクラウド上のシステム、アプリケーション等を利用可能とするために、必要となる通信回線、ネットワーク機器、サポート支援等を発注者に提供するものである。

ガバメントクラウド接続等サービス提供業務仕様書（以下「本書」という。）は、本サービスの提供範囲、各種要件等を示すものである。

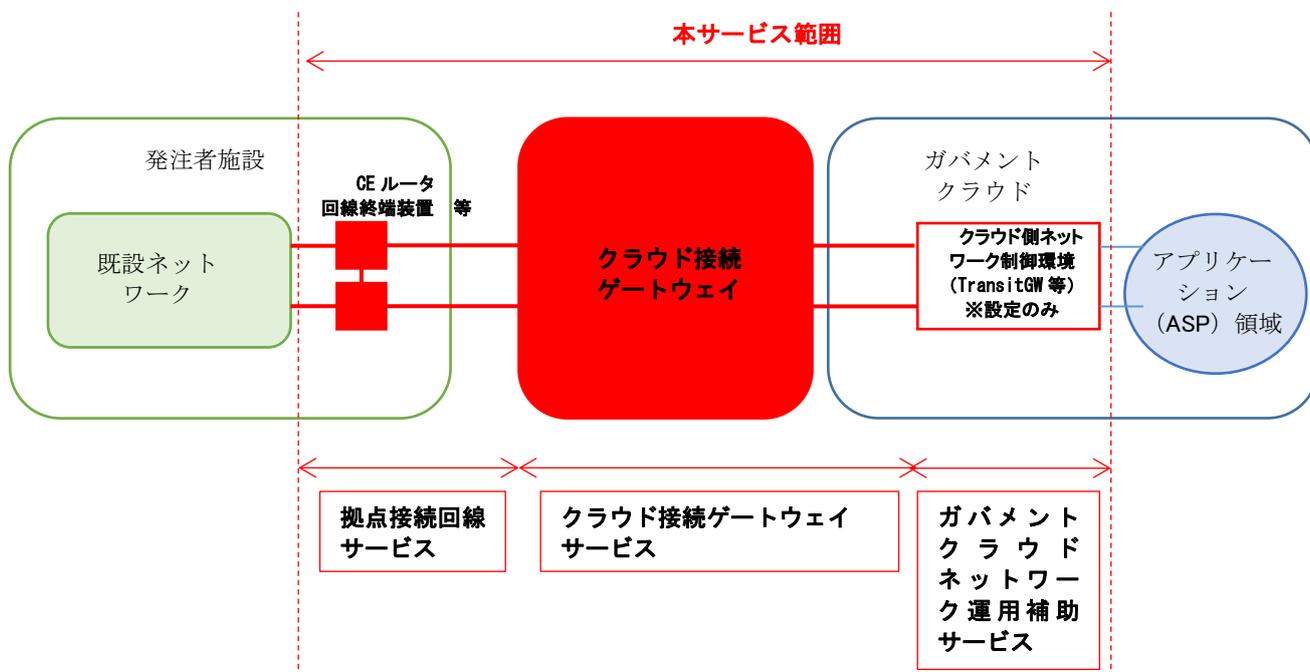
2. サービス構成及び業務内容

(1) サービス構成

本サービスは、主に以下3つのサービスを複合したものとし、それらサービスの提供（提供期間中の保守・運用支援等を含む）と、提供を行うために必要な準備作業（以下「初期環境設定作業」という。）、クラウド接続ゲートウェイサービスを通じて既設ネットワーク上から利用するために必要なガバメントクラウドに係るネットワーク設定作業（以下「ASP 接続作業」という。）を含むものとする。なお、本サービスの全体イメージは図1のとおり。

- ① 拠点接続回線サービス
- ② クラウド接続ゲートウェイサービス
- ③ ガバメントクラウドネットワーク運用補助サービス

図1：本サービス概要図



(2) 業務内容

本サービスを構成する各サービスの提供内容（ASP 接続作業を含む）及び初期環境設定作業内容は次のとおりとする。また、本サービス全体、各サービス、初期環境設定作業、ASP 接続作業及び

本業務実施において共通的に求める要件は本書別項に示すものとし、本サービスは示される要件を満たすものとする。

ア サービス提供

(ア) 拠点接続回線サービス

発注者既設ネットワーク（以下「既設ネットワーク」という。）と、クラウド接続ゲートウェイサービスを接続するための通信回線を提供するもの。

(イ) クラウド接続ゲートウェイサービス

拠点接続回線サービスとガバメントクラウドの双方に接続され、拠点接続回線サービスを通じて発注者からガバメントクラウドとの通信を可能とするもの。

(ウ) ガバメントクラウドネットワーク運用補助サービス

ASP 接続作業と、本サービス期間中に係るガバメントクラウド運用について発注者の支援（以下「ガバメントクラウド運用支援作業」という。）を行うものとし、概要は次のとおりとする。

a ASP 接続作業

本作業は共通性及び基本的な作業と、接続先となる ASP 個別の作業に分かれるものとする。

(a) ASP 接続基本設定作業

既設ネットワークから拠点接続回線サービス及びクラウドゲートウェイサービスを経由して、ガバメントクラウド内で提供される ASP に対して接続するために必要となる基本的かつ共通的な設定を実施すること。

(b) ASP 接続個別設定作業

前項における作業の完了後、ガバメントクラウド内で発注者が指定する ASP に対し正常に通信が行われるように、ガバメントクラウド内のネットワーク設定を実施すること。

b ガバメントクラウド運用支援作業

発注者のガバメントクラウド領域に係るネットワークについて、受注者による運用の支援を行うこと。また、運用の支援に必要な各種設計、整備等を行うこと。

c ガバメントクラウドネットワーク運用補助サービスに係る留意事項

次の事項については本業務外（以下「本業務外事項」という。）とするが、受注者は主体的に発注者及び本業務外事項を所管する事業者と情報共有・連携・調整等を行い、前項を達成すること。

(a) ASP 内のネットワーク設定

(b) 既設ネットワークの設定

イ 初期環境設定作業

(ア) 拠点接続回線サービス

a 主たる本業務履行場所に通信回線を引き込み設置すること。

b 回線終端装置を提供し、通信回線に回線終端装置を接続すること。

c 既設ネットワークとの接続において、顧客側通信制御装置（以下「CE ルータ」という。）が必要な場合、CE ルータを提供し回線終端装置と接続すること。また、発注者が指定する既設ネットワーク接続点に接続すること。それら接続に必要な設定を CE ルータに実施すること。

d 発注者及び、発注者が契約する「既設ネットワーク運用保守事業者」（エフサステクノロジー株式会社）と連携、調整し本業務を実施すること。拠点接続回線サービスを既設ネットワークと接続するにあたり、必要な情報を提供すること。特に既設ネットワークの接続点となる既設ルータを発注者により設定するため、設定推奨値等の提供を行うこと。なお、受注者に

において CE ルータを設置しない場合は、サンプルコンフィグの提供も行うこと。サンプルコンフィグについては既設ルータ用である必要はなく、受注者が既設ルータと同等と認める機器に係るもので良いものとする。

- e 既設ネットワークから拠点接続回線サービスに対し正常に通信が行われるようにすること。なお、正常確認は既設ネットワーク運用保守事業者で実施するため、既設ネットワーク運用保守事業者において、正常確認を行うために必要な情報を提供すること。また、CE ルータを設置する場合は、CE ルータから拠点接続回線サービスに対して正常に通信が行われることを確認すること。

(イ) クラウド接続ゲートウェイサービス

- a 拠点接続回線サービスと接続すること。
- b ガバメントクラウドと接続すること。
- c 既設ネットワークから拠点接続回線サービスを経由して、ガバメントクラウドに対し正常に通信が行われるようにすること。なお、正常確認は既設ネットワーク運用保守事業者で実施するため、既設ネットワーク運用保守事業者において、正常確認を行うために必要な情報を提供すること。また、CE ルータを設置する場合は、CE ルータからクラウド接続ゲートウェイサービスに対して正常に通信が行われることを確認すること。

(ウ) ガバメントクラウドネットワーク運用補助サービス

- a サービス化されている場合は、サービス仕様及びサービス利用方法等を提供すること。運用設計が必要な場合は実施すること。
- b ガバメントクラウド運用に係る研修会を開催すること。

ウ その他

- (ア) 初期環境設定作業についてはプロジェクトとして管理すること。
- (イ) 発注者の指定する納入成果物を作成し、納品すること。

3. サービス提供期間

契約締結後、本項に示す提供期間開始日までに初期環境設定作業を完了し、提供期間開始日から本サービスの提供を開始するものとする。また、サービスの提供期間及び提供期間中における発注者側からの解約（以下「中途解約」という。）についても本項に示す。

(1) 提供期間

令和6年11月1日から令和9年10月31日（3年間）

(2) 中途解約

本サービス提供期間中における中途解約については、次に示すとおりとする。

- ア 発注者は、文書により受注者に対して中途解約を通知するものとし、文書による通知日の2か月後の末日（以下「中途解約日」という。）をもって本サービスを提供期間の途中で終了することができるものとする。文書を通知された受注者は、中途解約日翌日（以下「サービス提供中途終了日」という。）からサービス提供を終了するものとする。

イ 中途解約については、本サービスを構成するサービス単位でも行うこともできるものとする。

ウ サービス単位の解約

(ア) 拠点接続回線サービスの中途解約

- a 拠点接続回線サービス提供中途終了日が本サービス提供開始日から12か月（本サービス提供開始日の属する月を含む）以内の場合、発注者は中途解約手数料を支払うものとする。な

お、拠点接続回線サービス提供中途終了日が本サービス提供開始日から 12 か月（本サービス提供開始日の属する月を含む）を超える場合、発注者は一切の負担無く中途解約できるものとする。

- b 中途解約手数料は、本サービス月額利用料金のうち拠点接続回線サービスに係る金額に、12 を乗じた金額から、支払済の本サービス月額利用料金のうち拠点接続回線サービスに係る金額を控除した金額とする。

(イ) クラウド接続ゲートウェイサービスの中途解約

- a クラウド接続ゲートウェイサービス提供中途終了日が本サービス提供開始日から 12 か月（本サービス提供開始日の属する月を含む）以内の場合、発注者は中途解約手数料を支払うものとする。なお、クラウド接続ゲートウェイサービス提供中途終了日が本サービス提供開始日から 12 か月（本サービス提供開始日の属する月を含む）を超える場合、発注者は一切の負担無く中途解約できるものとする。
- b 中途解約手数料は、本サービス月額利用料金のうちクラウド接続ゲートウェイサービスに係る金額に、12 を乗じた金額から、支払済の本サービス月額利用料金のうちクラウド接続ゲートウェイサービスに係る金額を控除した金額とする。

(ウ) ガバメントクラウドネットワーク運用補助サービスの中途解約

- a ガバメントクラウドネットワーク運用補助サービス提供中途終了日が本サービス提供開始日から 12 か月（本サービス提供開始日の属する月を含む）以内の場合、発注者は中途解約手数料を支払うものとする。なお、ガバメントクラウドネットワーク運用補助サービス提供中途終了日が本サービス提供開始日から 12 か月（本サービス提供開始日の属する月を含む）を超える場合、発注者は一切の負担無く中途解約できるものとする。
- b 中途解約手数料は、本サービス月額利用料金のうちガバメントクラウドネットワーク運用補助サービスに係る金額に、12 を乗じた金額から、支払済の本サービス月額利用料金のうちガバメントクラウドネットワーク運用補助サービスに係る金額を控除した金額とする。

エ 本サービス全体の中途解約

前項に準ずるものとし、中途解約手数料は各サービスに係る中途解約手数料を合算した金額とする。

(3) 提供期間に係る留意事項

提供期間の開始日（以下「開始日」という。）については、発注者が令和 6 年 9 月末日までにガバメントクラウド CSP ユーザーアカウントを取得できなかった場合、ガバメントクラウドを管理するデジタル庁側の対応が想定より遅延した場合等、受注者の責によらない理由により初期環境設定作業期間の確保ができず、開始日までに初期環境設定作業が完了できない際においては、受注者より「受注者の責によらない事由」である点を客観的に示す資料を発注者に提示の上、発注者と受注者が協議して、開始日を変更するものとし、開始日に合わせて提供期間の終了日も変更するものとする。

また提供開始について、開始日より前倒して可能となる場合についても、発注者が希望した場合において、発注者と受注者協議の上、対応することができるものとする。

4. 本業務履行場所

(1) 主たる本業務履行場所

金沢市デジタル行政戦略課（金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号 金沢市第 1 本庁舎 5 F）とし、既設

ネットワークと拠点接続回線サービスの接続点についても、当該履行場所に発注者にて整備する。

(2) 従たる本業務履行場所

G C A S等を利用することで、受注者施設内から作業することも認めるものとする。但しこの場合、従たる本業務履行場所に係る情報セキュリティ対策について受注者から発注者に提示し、発注者が当該対策内容を認めた場合に限るものとする。

5. 料金体系等

(1) 料金体系

本業務に係る料金については、実施した場合のみに発生する一時料金と、サービス提供期間中継続的に発生するサービス提供料金に分かれるものとする。

ア 一時料金

(ア) 初期環境設定作業料金

- a 初期環境設定作業を実施し、完了したことによる料金とする。
- b 本業務において発生するのは1度限りとする。

(イ) ASP 接続基本設定作業料金

- a ASP 接続基本設定作業を実施し、完了したことによる料金とする。
- b 本業務において発生するのは1度限りとする。

(ウ) ASP 接続個別設定作業料金

- a ASP 接続個別設定作業を実施し、完了したことによる料金とする。
- b ASP 接続個別設定作業の実施毎に発生するものとする。
- c ASP 接続個別設定作業は13回を予定しているが、回数は予定回数であり、当該回数の実施を保証するものではない（理論上であるが0回の場合もあり得る。また、14回以上実施する場合もあり得る）ので注意すること。

イ サービス提供料金

初期環境設定完了後、本サービスの提供が開始され、提供されるサービスを受注者が利用したことに伴うものとし、本サービス利用月毎に発生する料金とする。

(ア) 拠点接続回線サービス

(イ) クラウド接続ゲートウェイサービス

(ウ) ガバメントクラウドネットワーク運用補助サービス（ASP 接続基本設定作業及び ASP 接続個別設定作業を除く）

(2) 料金の支払

本業務に係る料金の支払については、受注者が発注者に対して料金を請求するものとし、発注者は請求内容の適正性を確認し、適正であると確認した請求について、当該請求に基づき受注者に支払うものとする。料金毎の事項については次に示すとおりとする。

ア サービス提供料金

本サービス提供開始後、サービスを発注者が利用した月の翌月以降に、利用月分の利用料を1か月単位で請求するものとする。

イ 初期環境設定作業料金

本サービス提供開始月分に係るサービス提供料金の請求時に、初期環境設定作業料金を合算し請求するものとする。

ウ ASP 接続基本設定作業料金

本サービス提供開始以前に実施した場合は本サービス提供開始月分に係るサービス提供料金の請求時に、本サービス提供開始以後に実施した場合は、ASP 接続基本設定作業実施月に係るサービス提供料金の請求時に、ASP 接続基本設定作業料金を合算し請求するものとする。

エ ASP 接続個別設定作業料金

本サービス提供開始以前に実施した場合は本サービス提供開始月分に係るサービス提供料金の請求時に、本サービス提供開始以後に実施した場合は、ASP 接続個別設定作業実施月に係るサービス提供料金の請求時に、ASP 接続個別設定作業料金を合算し請求するものとする。

オ 中途解約手数料

中途解約日の属するサービス提供料金の請求時に、中途解約手数料を合算し請求するものとする。

(3) 経費に係る留意事項

本業務に係る経費については、次の条件を満たすものとする。

ア 本業務想定全体経費

本業務想定全体経費は、「サービス提供料金の 36 か月分」、「初期環境設定作業料金」、「ASP 接続基本設定作業料金」、「ASP 接続個別設定作業料金の 13 回分」を合算したものとする。

イ 令和 6 年度分想定経費

令和 6 年度分想定経費は「サービス提供料金の 5 か月分」、「初期環境設定作業料金」、「ASP 接続基本設定作業料金」、「ASP 接続個別設定作業料金の 10 回分」を合算したものと、本業務想定全体経費の 30%以内とする。

6. その他特記事項

本業務の実施及び本サービス提供に係り、個別約款、覚え書き、合意書等（以下「個別約款等」という。）を発注者、受注者間で締結する際において、個別約款等に本書及び本業務契約書に抵触する記載がある場合は、本書及び本業務契約書の記載が優先されるものとし、本書及び本業務契約書の記載に抵触する個別約款等の内容については無効とする。

第2章 本サービスの要件

本サービスの要件は以下のとおりとする。

1. サービス提供要件

本サービスを構成する役務提供に係る要件とする。

(1) 拠点接続回線サービス及びクラウド接続ゲートウェイサービス共通要件

拠点接続回線サービス及びクラウド接続ゲートウェイサービス共通の要件とする。

ア 発注者側の回線接続点からガバメントクラウド間の通信経路

(ア) 海外を経由せず日本国内に閉じたものであること。

(イ) インターネットを経由しないこと。

(ウ) 専用線又は閉域網とし、発注者の通信と発注者以外の者の通信が、物理的又は論理的に分離しているものであること。

イ 回線品質

(ア) 帯域確保型であること。

(イ) 通信速度は 100Mbps 以上であること。

(ウ) 物理的な回線切替等を必要とせず、サービス契約内容の変更のみで最大 1Gbps まで帯域変更できること。なお、変更にかかる手数料、変更後の提供料金、変更後の提供条件等については、発注者と受注者が協議し対応するものとする。

ウ 耐障害・冗長性

(ア) アクティブ・スタンバイ以上の冗長性を有すること。

(イ) サービス品質保証（以下「SLA」という。）

a 提供されるサービスの品質を一定レベル以上で維持すること。維持すべき品質項目のうち主な項目に係る具体的な品質は次項以降に示す。

b サービス品質維持の指標として SLA が定められていること。

c SLA において「ネットワーク稼働率」が定められており、定められている稼働率は「料金月単位のネットワークの稼働率が 99.99%以上」であること。なお、拠点接続回線サービス及びクラウド接続ゲートウェイサービスに係る予防点検・保守等に係る作業のうちネットワークの停止が必要な場合において、停止を事前に発注者に報告し、発注者が認めた場合については、ネットワーク稼働停止の対象外とする。

d SLA を満たさない場合の補償（月額料金の減額等）が定義されていること。また、SLA を満たせない事象が発生した場合、受注者は主体的に対応・改善を行うものとし、対応方針、改善案等を発注者に提示すること。

e 次の事項を主たる原因とする SLA 未達においては、受注者が発注者に報告し、発注者が承認した場合、免責とする。

(a) 天災や外部からの攻撃、その他予見できない事象によるもの

(b) 発注者ネットワークの障害・環境変更等によるもの

(c) ガバメントクラウド側の障害・環境変更等によるもの

(ウ) 運用保守

耐障害性及び SLA を担保するため本サービス提供期間中において、次に示す運用保守を実施すること。

a ネットワーク及びサービス監視

次に示す事項について正常動作を 24 時間 365 日監視すること。また監視により、ネットワーク及びサービス障害を検知した場合は発注者に速やかに連絡すること。

- (a) 拠点接続回線サービス
- (b) クラウド接続ゲートウェイサービス
- (c) 拠点接続回線サービスと既設ネットワーク接続点 (CE ルータ含む)
- (d) クラウド接続ゲートウェイサービスとガバメントクラウド接続点
- (e) 拠点接続回線サービスとクラウド接続ゲートウェイサービスの相互接続点

b 障害対応

- (a) ネットワーク及びサービス障害を検知した場合及び発注者からの障害連絡を受け付けた場合は、調査及び障害切り分け作業を行い障害復旧に向けた対応を速やかに行うこと。なお、障害復旧は遅くとも、障害連絡を受け付けた翌営業日 (祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く月曜日から金曜日) には作業を開始するものとする。
- (b) 障害の原因が機器故障の場合、機器修理、機器交換、機器交換後の再設定等を実施すること。また、発注者施設内に設置した機器に対する故障対応は、設置場所で行う (オンサイト) すること。
- (c) 障害の原因が本業務外である場合、受注者は発注者及び障害原因を所管する事業者と連携し、本業務と関連する範囲において必要な情報提供、障害復旧支援等を行うこと。
- (d) 障害回復の確認を行い、回復時において発注者に連絡すること。回復後、発注者からの依頼に基づいて稼働立ち会い等を実施すること。
- (e) 障害原因、対応内容、再発防止策等について、発注者に書面で報告すること。
- (f) 電話、電子メール、Web フォーム等で、発注者からの障害連絡を受け付けることのできる体制とすること。なお、障害連絡の受付は 24 時間 365 日とする。

c 保守管理

受注者が CE ルータを設置する場合、CE ルータについて次のとおり管理すること。

- (a) CE ルータのファームウェアの版数、設定内容等を文書で管理するとともに、保守作業に伴い修正が生じた時は文書の整備を行い、常に最新の状態に保つこと。また、発注者が求める場合には、当該文書を提供すること。
- (b) CE ルータの障害の未然防止のための予防保守確認作業 (バッテリー状態 (内臓されている場合) 確認、回線接合部の確認、消耗部品交換必要有無等) を年に 1 回以上行うこと。なお、作業内容およびスケジュールについて事前に発注者と協議の上承諾を得ること。また、確認作業時に対応が必要な事項が発見された場合は、その作業内容およびスケジュールについて事前に発注者と協議の上承諾を得て、作業を実施すること。
- (c) CE ルータが動作するために必要なファームウェアの更新、設定内容の変更等がある場合には、それらの作業を実施すること。ただし、事前に作業内容を発注者に明らかにするとともに、発注者および各業務システム保守業者と協力し、発注者側システムに影響を与えないことを確認した上で、ファームアップ作業を実施すること。
- (d) 保守作業実施時には、保守内容等を記載した報告書を提出すること。

d IP アドレス制限

- (a) クラス C のプライベートアドレスの利用について、制限の無いものであること。
- (b) 使用可能な IP アドレス範囲に制限がある場合、制限内容を提示することができること。

(2) 拠点接続回線サービス要件

発注者拠点と、クラウド接続ゲートウェイサービスを接続する電気通信回線の提供を主たる内容とし、その要件は次のとおりとする。

ア 回線構成

(ア) アクティブ・スタンバイを構成する主回線及び副回線共通

- a 主回線と副回線で構成されること。
- b 主回線及び副回線のそれぞれに回線終端装置（ONU 等）を有すること。また、それらを発注者施設内に設置すること。
- c 回線終端装置（ONU 等）のインターフェースは、100BASE-TX 又は 1000BASE-T に対応すること。

(イ) 主回線

クラウド接続ゲートウェイサービスに接続すること。

(ウ) 副回線

- a クラウド接続ゲートウェイサービスに接続すること。
- b クラウド接続ゲートウェイサービスとの接続点は、主回線の接続点から 300km 以上離れていること。

イ CE ルータ

拠点接続回線サービスの仕様上、本書に記載されている要件を満たすために、回線終端装置と既設ネットワークの間に CE ルータが必要となる場合は、本業務において設置すること。設置される CE ルータの要件は次のとおりとする。また、CE ルータを設置しない場合において拠点回線サービスが有すべき要件を併せて示す。

(ア) CE ルータ要件

- a 回線終端装置側接続インターフェースは、100BASE-TX 及び 1000BASE-T に対応すること。
- b 既設ネットワーク側接続インターフェースは、100BASE-TX 及び 1000BASE-T に対応すること。
- c 通信プロトコルとして IPv4 に対応すること。
- d ルーティング手法として、スタティック、RIPv2、OSPFv2、BGP4 に対応すること。
- e QoS 機能を有すること。
- f 冗長化手法として VRRP に対応すること。また、メイン回線用 CE ルータと、サブ回線用 CE ルータでアクティブ・スタンバイ以上の冗長構成が可能であること。
- g 拠点接続回線サービス主回線及び副回線について死活監視することができること。また、死活監視により回線障害（主・副の一方）を検出した場合、既設ネットワーク側に接続点として設置されているルータと連携する等により拠点接続回線サービスによる通信を正常に継続することができること。
- h 拠点接続回線サービスにおいて、正常に動作することが確認されているものであること。

(イ) 「CE ルータを設置しない場合」に係る拠点回線サービス要件

- a 主回線及び副回線は同一回線サービスであること。
- b 拠点接続回線サービス回線網内の設備に対し、既設ネットワークから Ping を送信して回線の死活監視ができるものであること。また、そのために必要な回線網内機器の IP アドレスを提示することができるものであること。

(3) クラウド接続ゲートウェイサービス要件

既設ネットワークを拠点接続サービス経由で接続し、ガバメントクラウドと接続する機能を提供

することを主たる内容とし、その要件は次のとおりとする。

ア 拠点接続回線サービス側要件

(ア) 拠点接続回線サービスとの接続ができること。

(イ) 主回線及び副回線とクラウド接続ゲートウェイサービスの接続点は双方共に日本国内であること。

(ウ) 主回線とクラウド接続ゲートウェイサービスの接続点と、副回線とクラウドゲートウェイサービスの接続点は（東京と大阪等）300km以上離れた地点であること。

イ クラウド接続側要件

対応するクラウドサービスは次のとおりとする。

(ア) 本業務発注時点において、デジタル庁の定める「ガバメントクラウドの対象となるクラウドサービス」（例：AWS、GCP、Azure、OCI）全てに接続することができること。但し、本業務発注時点でデジタル庁が条件を付しているサービス（例：さくらのクラウド 等）は除いても良いものとする。

(イ) 複数クラウドを同時に接続することができること。

(ウ) Amazon Web Service（以下「AWS」という。）との接続

a 拠点接続回線サービスの主回線と接続されている、クラウド接続ゲートウェイサービスの接続点から、AWS Direct Connect により AWS の「アジアパシフィック（東京）リージョン」に接続することができること。

b 拠点接続回線サービスの副回線と接続されている、クラウド接続ゲートウェイサービスの接続点から、AWS Direct Connect により AWS の「アジアパシフィック（東京）リージョン」に接続することができること。

c AWS Direct Connect の「AWS Transit VIF 接続」及び「AWS Private VIF 接続」に対応すること。

(4) ガバメントクラウドネットワーク運用補助サービス要件

発注者が用意する「ガバメントクラウド」内のネットワークについて環境設定等を実施すること及びガバメントクラウドを発注者が運用するに当たりガバメントクラウド内ネットワークに係る運用の支援を主たる内容とし、その要件は次のとおりとする。

ア ASP 接続作業

ASP 接続作業の実施にあたっては、AWS の利用を前提とするものとし、概要を図 3 に示す。

(ア) ASP 接続基本設定作業

a 受注者は、発注者のガバメントクラウド個別領域全体を俯瞰し、ガバナンス、セキュリティ、システム安定稼働の維持を可能とする、ネットワーク設計、アドレス体系の設計などを行うこと。

b 設計に基づき、ガバメントクラウドネットワークの環境設定を実施すること。

c 本作業は、サービス提供開始後、できるだけ速やかに実施すること。

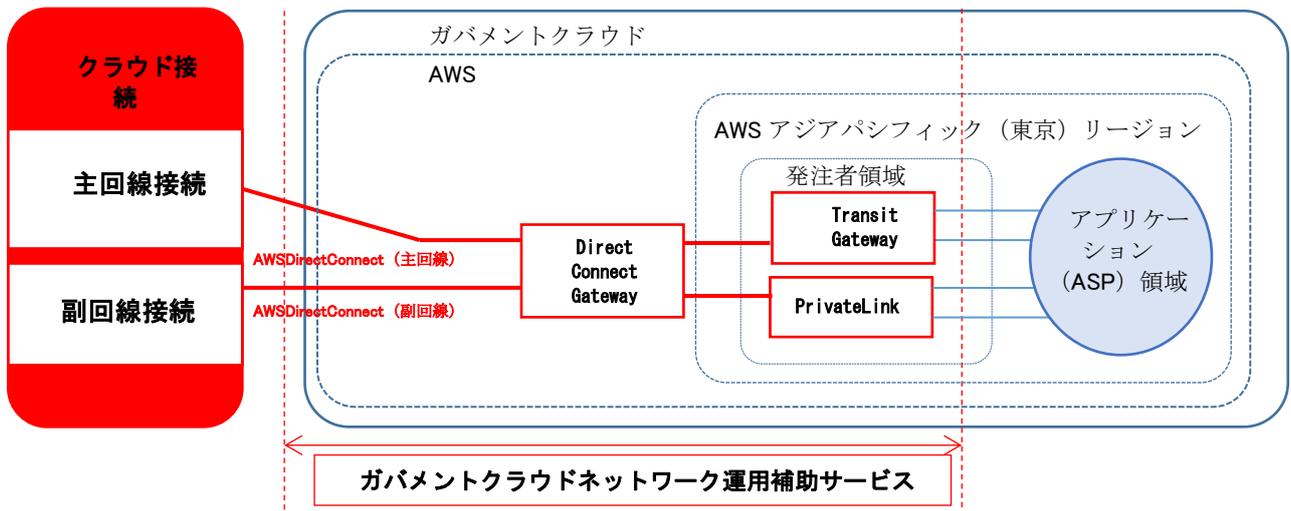
(イ) ASP 接続個別設定作業

a ASP に対して既設ネットワークから利用を可能とするよう、ASP に係る個別設定に必要な設計を行い、設計に基づいて設定作業を実施すること。なお、設計及び環境設定にあたっては、当該 ASP 事業者とも調整し実施すること。

b ASP に対する接続方式としては、Transit Gateway 接続及び PrivateLink 接続に対応すること。

- c 現時点で想定される ASP は次のとおりである。
- d ASP 事業者として「富士通 Japan 株式会社」が予定されており、当該事業者と調整して、当該事業者が提供する ASP（自治体ソリューションクラウドプラットフォームサービス）を正常に利用できるようにすること。
- e 富士通 Japan 株式会社が提供する ASP は「AWS を利用した共同利用方式」であり、当該方式を前提として、作業を実施すること。
- f 富士通 Japan 株式会社が提供する ASP は「AWS アジアパシフィック（東京）リージョン」にて提供されるが、バックアップデータについては「AWS アジアパシフィック（大阪）リージョン」において管理される予定である。
- (ウ) 現時点では、標準準拠システムとして 20 業務がガバメントクラウド上で ASP 事業者（富士通 Japan 株式会社以外の可能性もあり）から提供される予定であり、ASP 事業者からの提供準備に合わせて順次対応すること。
- (エ) AWS 以外のクラウド（例：GCP、Azure、OCI 等）の利用が必要となる場合は発注者と受注者が別費用の必要性まで含めて協議し、可能な範囲で対応するものとする。

図 3：AWS 環境下における「ガバメントクラウドネットワーク運用補助サービス」実施イメージ



イ ガバメントクラウド運用支援作業

ガバメントクラウド発注者領域内において、次の作業を行うこと。なお、AWS に係る本作業については、別表第 1 も参照すること。

- (ア) ネットワーク障害監視・対応
 - ネットワークを監視し、障害が検出された場合、復旧対応を行うこと。
- (イ) 権限管理
 - 必要に応じて、かつ可能な範囲で ASP 事業者に必要な権限を割り当てること。
- (ウ) コスト管理
 - システム毎、アカウント毎等でコストの管理を行うこと。
- (エ) セキュリティ設定管理
 - a セキュリティアラートを監視し、アラートが発生した場合、必要な対応を行うこと。
 - b 必要に応じて、セキュリティポリシーに合わせたアラートルールを設定すること。
 - c デジタル庁からセキュリティに係るテンプレートが提供された場合、必要に応じて適用すること。また、テンプレートが変更された場合、必要に応じて変更に対応すること。

(オ) その他インシデント監視・対応

ネットワーク及びセキュリティに係るアラート以外についても、監視を行い検知した場合は必要な対応を行うこと。

(カ) 発注者への報告・連絡

- a 本作業の実施内容、監視結果等について発注者へ定期的に報告（月次サービス提供状況報告書）すること。
- b システム障害等、発注者の利用に大きな影響のある事象が発生した場合、速やかに発注者へ連絡すること。また、発注者と協議すべき事項については協議を行うこと。

(キ) 発注者からの質疑・対応

- a 本作業範囲に係る事項について、発注者から質疑があった場合、回答すること。
- b 電話、e-mail、Web フォーム等により発注者が質疑を行うことができること。

2. 初期環境設定作業要件

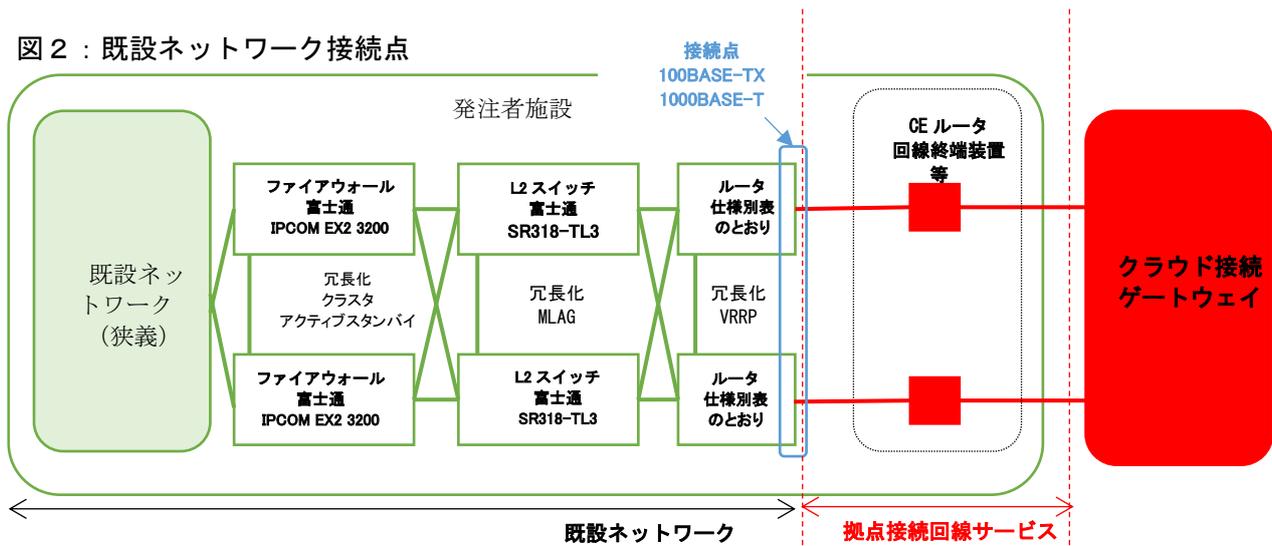
初期環境設定作業に係る要件とする。

(1) 拠点接続回線サービス要件

ア 主たる本業務履行場所への回線引き込み設置、回線終端装置設置接続、CE ルータ設置接続・設定（必要時）について

- (ア) 実施前に発注者とルート、日時等について調整し実施すること。
- (イ) 既設ネットワーク側への影響があり得る場合は、発注者休業日（土曜日、日曜日、祝日）及び発注者業務時間外（発注者休業日以外の 18 時以降）に作業を実施すること。
- (ウ) 既設ネットワーク側の設定変更が必要な場合、変更内容について十分発注者と協議すること。
なお、既存ネットワーク側の設定変更は発注者において実施（委託する場合を含む）する。
- (エ) 既設ネットワークの接続点は図 2 に示すとおりとする。
- (オ) 回線引き込み場所及び回線終端装置の設置については、次項「CE ルータを設置する場合」の留意事項」に準ずる設置要件であるものとする。

図 2：既設ネットワーク接続点



別表：ルータ仕様

No	項目	仕様
1	WAN インターフェース	10BASE-T / 100 BASE-TX / 1000BASE-T ポート 2 以上
2		全二重固定、半二重固定、自動設定の選択可能
3	LAN インターフェース	10BASE-T / 100 BASE-TX / 1000BASE-T ポート 8 以上
4	レイヤ 3 機能	ルーティングプロトコルとして、Static (スタティックルーティング)、RIPv1/v2、

		OSPFv2、BGP4 に対応
5		IPv4 プロトコルのルーティングが可能
6	冗長機能	VRRP に対応
7	品名・規格	富士通株式会社（エフサステクノロジーズ株式会社）製 Si-R G210 プレインストールモデル V20 (SIG210V20)

イ 「CE ルータを設置する場合」の留意事項

(ア) CE ルータの設置場所は主たる本業務履行場所内にあるサーバールーム（空調完備）とする。

(イ) 発注者は、CE ルータが既設ルータ同等（サイズ、質量、電力消費等）であると想定し、主たる本業務履行場所において設置場所、電源、無停電電源装置（100V）、ネットワークケーブル（1000BASE-T）配線を用意する。想定と異なる CE ルータを設置する場合は、電気工事、ネットワーク配線等も含めて受注者が本業務内で設置作業を実施すること。

ウ 前項及び前々項の作業については、十分な知識と技術を持った作業員が行うこと。

(2) クラウド接続ゲートウェイサービス要件

ア 拠点接続回線サービスとクラウド接続ゲートウェイサービスとの接続、クラウド接続ゲートウェイサービスとガバメントクラウドとの接続について

(ア) 実施前に発注者と日時等について調整し実施すること。

(イ) 既設ネットワーク側への影響があり得る場合は、発注者休業日（土曜日、日曜日、祝日）及び発注者業務時間外（発注者休業日以外の 18 時以降）に作業を実施すること。

(ウ) 既設ネットワーク側の設定変更が必要な場合、変更内容について十分発注者と協議すること。

イ 前項の作業については、十分な知識と技術を持った作業員が行うこと。

第3章 本業務実施要件

本業務のうち初期環境設定作業を実施するにあたり、受注者が実施する作業の要件、受注者が備えるべき要件、納入成果物の要件等を示す。

1. プロジェクト管理要件

受注者はプロジェクトとして以下のとおり管理し、進行させること。

(1) プロジェクト管理全般・基本計画

- ア プロジェクトの推進に当たり工程を定義した上で、プロジェクト計画を策定し、発注者の承認を得ること。
- イ プロジェクト計画では、本サービス提供開始時期を前提に、プロジェクトスケジュールを策定すること。また、プロジェクト管理を行うための様式、報告項目等についても定めること。
- ウ 発注者に承認されたプロジェクト計画に基づき、プロジェクトの進捗、品質、変更等の管理を行うこと。
- エ プロジェクト全体計画、遂行、リスク管理等を適切に行い、プロジェクトスコープやプロジェクトスケジュールに基づいて的確に各業務を実施すること。

(2) プロジェクト計画書

本書に基づきプロジェクト計画を策定すること。プロジェクト計画に含める項目は以下を目安とする。

- (ア) 初期環境設定作業の目的及び目標
- (イ) プロジェクトスコープと最終成果物の定義
- (ウ) 初期環境設定作業全体の進め方の概要
- (エ) プロジェクト体制
- (オ) 会議体の定義
- (カ) プロジェクト工程の定義
- (キ) プロジェクトスケジュール
- (ク) プロジェクト管理方針
- (ケ) プロジェクト進捗管理方法
- (コ) プロジェクト品質管理方法
- (サ) プロジェクト課題管理方法
- (シ) プロジェクト変更管理方法
- (ス) プロジェクトドキュメント標準
- (セ) プロジェクト情報共有手段

(3) プロジェクト管理項目

- ア 進捗管理
 - (ア) プロジェクト計画に定義したプロジェクトスケジュールに基づく進捗管理を実施すること。
 - (イ) プロジェクトスケジュールと進捗の差を把握し、進捗の自己評価を実施し、定期的に発注者に報告すること。
 - (ウ) 進捗及び進捗管理に是正の必要がある場合は、その原因及び対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定し、発注者の承認を得ること。
- イ 品質管理

- (ア) プロジェクト計画策定時に定義したプロジェクト品質管理方針に基づく品質管理を実施すること。
- (イ) プロジェクト品質管理方針と状況の差の把握、品質の自己評価を実施し、定期的に発注者に報告すること。
- (ウ) 品質及び品質管理に是正の必要がある場合は、その原因と対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定し、発注者の承認を得ること。

ウ 課題管理

プロジェクト進捗等における課題発生と課題解決状況を管理し、定期的に発注者に報告すること。課題解決に遅延等が生じている場合は、発注者と協議の上、解決方法を確定すること。

エ 変更管理

- (ア) 完了した工程に係る確定事項に対し、発注者及び受注者どちらの責であるかを問わず変更の必要が生じた場合、受注者は変更に係る影響範囲及び対応に必要な工数等を識別した上で、発注者と協議の上、対応方針を確定すること。
- (イ) 前項で確定した対応方針の実行に際して、本業務の契約に定める金額、納期及びその他の契約条件に影響を及ぼすものではないと発注者及び受注者の双方が判断した場合には、契約内容の変更を行わずに対応方針を実行することができるものとする。前段の場合によらないものについては、契約変更等の書面による手続きを行うものとする。

2. プロジェクト体制要件

受注者はプロジェクトを実施するに当たり、以下の体制を構築すること。

(1) プロジェクト体制全般

- ア プロジェクトの遂行に必要なスキル及び経験を有するメンバーを配したプロジェクト体制を整えること。
- イ プロジェクト全体の総括責任者、プロジェクトリーダー及び責任者を配置し、必要に応じて責任者と作業者の間に作業を指示するチーフを配置すること。また、プロジェクトリーダー及び責任者を補佐するサブリーダー、副責任者等も必要に応じて配置すること。
- ウ 発注者、受注者を問わず、初期環境設定作業に携わる全てのメンバーに対して情報共有が迅速かつ効率的に行えるようにすること。
- エ プロジェクト体制について、発注者の了承を得ること。

(2) 責任者等

- ア プロジェクト全体を総括する総括責任者を配置すること。総括責任者は受注者側において、プロジェクトに係る最終決定を実質的に行うことのできる権限を有するものであること。
- イ プロジェクトにおける現場責任者として、総括責任者の下にプロジェクトリーダーを配置すること。プロジェクトリーダーは各責任者を束ね、プロジェクトの全体調整、総括責任者の補佐等を行うものとする。
- ウ プロジェクト全体の統括責任者及びプロジェクトリーダーのほかに、プロジェクト管理作業、システム環境設定作業、テスト作業等の各領域別に領域別担当責任者を必要に応じて定めること。また、プロジェクトを推進する上で必要なセキュリティの管理体制を整えること。
- エ プロジェクトの進捗等に支障を与えない限り、責任者の兼任（プロジェクト内の兼任、他プロジェクトとの兼任等）は可能とする。

3. プロジェクト会議体要件

受注者はプロジェクトを実施するに当たり、発注者と共同で以下の会議体を構成すること。なお会議は、オンラインでの開催も可とする。

(1) プロジェクト会議体全般

- ア 発注者及び受注者の双方が参加する会議体を設置して、定期的な報告を実施すること。
- イ 必要な報告書類を会議開催までに完備しつつ、会議終了後、会議内容を書面で発注者へ報告し、その了承を得ること。
- ウ 受注者は、定期報告の会議体として定例報告会、作業部会等の定例会を設置すること。なお各会議体は合同で開催することは可能とし、さらに、別のプロジェクトとの合同開催も可能とする。各会議体において想定する役割は次項のとおりとする。

(2) 定例会

ア 定例報告会

(ア) 目的

プロジェクト計画策定時に定義したプロジェクト管理項目の管理等を行うこと。

(イ) 参加者

発注者、受注者（プロジェクトリーダー）

(ウ) 開催サイクル

定期的に開催することとし、詳細は発注者との協議の上、決定すること。定例報告会は月1回程度と想定するが、必要に応じて適宜開催すること。

(エ) 報告書類

スケジュール表、進捗報告書、品質管理表、課題管理表、変更管理表等

イ 規定外の会議について

(ア) 規定した以外の会議が必要な場合、適宜必要な会議を開催すること。

(イ) 発注者から依頼があった場合、必要に応じて発注者が主催する各会議にも出席すること。

4. プロジェクト工程要件

受注者はプロジェクトを実施するに当たり、必要な各工程を次のとおり実施すること。

(1) プロジェクト工程

- ア プロジェクトは、設計工程、設定工程、テスト工程の順に実施されること。
- イ 必要に応じて前項に提示する以外の工程を追加すること。
- ウ 次工程に移る際には、現工程の進捗について発注者に報告し、了承を得ること。
- エ 各工程の実施中に、上位工程で実施した内容に修正が必要となる場合は、修正を実施すること。

(2) 設計工程要件

- ア 本書記載の要件に基づき、本サービスを発注者に提供するために必要な設計を実施し、基本設計書、詳細設計書等を作成すること。
- イ 作成した基本設計書、詳細設計書等については、発注者にレビューを行い、発注者の了承を得ること。

(3) 設定工程要件

受注者は、設計により実施した成果物に基づき各種設定作業を行うこと。

(4) テスト工程要件

初期環境設定作業の範囲において、本サービスに係り本書に記載されている要件を全て満たし、正確かつ安定的に提供できることを確認するためのテストを実施すること。なお、ASP が提供するアプリケーションに係るテストは範囲に含まないものとする。

ア テスト全般

- (ア) テストに係る各種テストの実施に当たっては、適宜、テスト実施体制と役割、作業及びスケジュール、テスト環境、テスト方法等について検討すること。
- (イ) 検討結果に基づいてテスト仕様書兼計画書を作成すること。
- (ウ) 作成したテスト仕様書兼計画書については、発注者に内容を説明し、発注者の承認を得ること。
- (エ) テスト仕様書兼計画書に基づいて実施したテストの結果は、テスト実施報告書として、発注者がテスト結果を判断可能な形で報告すること。

イ テスト方法

- (ア) 受注者はテスト仕様書兼計画書に基づいて、テストを主体的に実施すること。
- (イ) テストにおいて、エラー及び障害発生を確認した場合は、必要に応じて発注者へ報告を行った後、復旧作業を行うこと。
- (ウ) テストは発注者と作業体制、履行場所等について協議の上、実施するものとする。

第4章 納入成果物要件

本業務の実施にあたり、実施状況等を確認するため本項に示す成果物を発注者に納入すること。

1. 文書による納入成果物

納入成果物のうち文書類については、電子ファイルで発注者に納品することとし、詳細は以下のとおりとする。

(1) 電子ファイルの形式

本サービス提供のため受注者等が作成した文書類のうち、納入成果物は Microsoft Word、Excel、PowerPoint のいずれかで参照及び編集可能なファイル形式（OFFICE バージョン 2016 に対応）とすること。ただし、相当の理由があると発注者が認めた場合は、その他のファイル形式でも良いものとする。

(2) 電子ファイルの提供方法

電子ファイルによる納入成果物を CD-R、DVD-R 等の光学式補助記憶媒体に格納したものを発注者に納入することを基本とするが、発注者が認めた場合は他の方法でも良いものとする。

2. 納入成果物の種類と納入期日

納入成果物の種類は次に示すものとし、示されている期日までに作成し発注者に納入すること。

(1) サービス提供開始時までに納入するもの

初期環境設定作業に係る成果物として次のものを納入すること。なお、初期環境設定作業期間中に「ASP 接続基本設定作業」及び「ASP 接続個別設定作業」を実施し完了した場合は、それぞれの作業に対応する次項に示す成果物を納入すること。

ア 初期環境設定作業プロジェクト計画書

イ 初期環境設定作業基本設計書

ウ 初期環境設定作業詳細設計書（パラメータシート等）

エ 初期環境設定作業テスト計画書、初期環境設定作業テスト仕様書、初期環境設定作業テスト結果報告書

オ サービス全体構成図

カ 初期環境設定作業完了報告書

(2) サービス提供期間中に納入するもの

ア サービス提供月毎に次のものを納入すること。

月次サービス提供状況報告書（サービスの提供状況及び運用保守の実施状況のわかるもの）

イ ASP 接続基本設定作業完了時において次のものを納入すること。

(ア) ASP 接続基本設定作業報告書

ウ ASP 接続個別設定作業完了時において次のものを納入すること。

(ア) ASP 接続個別設定作業報告書

エ サービス構成の変更、運用保守体制等の変更が発生した場合、随時に提出すること。また、既存文書類に変更を加える必要がある場合は変更し、差替版を発注者に提出すること。

(ア) 月次サービス提供体制等変更報告書

3. 納入場所

主たる本業務履行場所とする。

別表第1：AWS 利用に伴う作業及び作業分担表

項番	概要	主な作業	利用する主なAWSサービス(想定)	受注者			ASP事業者	発注者・既設ネットワーク事業者等	備考
				拠点接続回線サービス	クラウド接続ゲートウェイサービス	ガバメントクラウドネットワーク運用補助サービス			
1	DNS 設定	指定されたドメインを利用し、庁内やその他システムと連携できるようにDNS設定を行う。	Amazon Route 53			● 全体管理	● 共同利用方式ASP環境内	● 既設ネットワーク内	既存ネットワークにおいてオンプレDNS有り。
2	CIDR 設計	ASP事業者、受注者が連携し、自治体の利用するシステム全体を考え、指定のあったCIDRの範囲内でシステムが構築できるように設計を行う(特に、Transit Gatewayの接続先の単独利用・共同利用アカウントのVPCのCIDR範囲が重複しないように設計する)。	Amazon VPC				●	○	ASP事業者に対して、23ビットマスクのネットワークアドレスの払い出しを想定
3		接続サービス部分の設計、設定			●				
4		自治体、ASP、接続サービス事業者から受領したデータを踏まえてAWS内のNW設定				●			
5	VPC 作成	ネットワークアカウント上にVPCが必要となった場合、CIDR設計に応じてVPCの作成を行う。	Amazon VPC			● ガバメントクラウド発注者領域内	● 共同利用方式ASP環境内		
6	Subnet 作成	CIDR設計に応じてSubnetの作成を行う。	Subnet			● ガバメントクラウド発注者領域内	● 共同利用方式ASP環境内		
7	通信の整理	システム間・コンポーネント間で必要な通信(IPアドレス・ポートなど)を洗い出す。	-			● ガバメントクラウド発注者領域内	● 共同利用方式ASP環境内		

項番	概要	主な作業	利用する主なAWSサービス(想定)	受注者			ASP事業者	発注者・既設ネットワーク事業者等	備考
				拠点接続回線サービス	クラウド接続ゲートウェイサービス	ガバメントクラウドネットワーク運用補助サービス			
8	庁内からガバメントクラウド等専用線接続サービス提供者のネットワーク網の接続	庁舎のネットワーク機器からガバメントクラウド接続サービス等にアクセスできるように設定する。	-	●					
9	ガバメントクラウド接続サービス提供者のネットワーク網からAWSネットワークアカウントへの接続	ガバメントクラウド接続サービスから払い出されるVIFをDXGWへ接続する。また、Transit Gatewayを用いる場合、DXGWとTransit Gatewayの設定も行う。	Direct Connect / Transit Gateway			●			
10	ネットワークアカウントからASPアカウント(共同利用方式含む)との接続	ASP事業者、受注者が連携し、Transit Gateway等を用いて、ネットワークアカウントを経由して、オンプレミスから各ASPアカウントへの接続が可能となるよう設定を行う。	Direct Connect / Transit Gateway / AWS Private Link			●	○		
11	オンプレミスのネットワーク機器の設定	庁内のネットワーク機器の設定変更を行う。	-					●	
12	VPC間の接続	ASP事業者、受注者が連携し、ネットワークアカウントのVPC同士、またネットワークアカウントのVPCとASPのVPC間の接続を行う(IPアドレス設計との兼ね合いでCIDRが重複することも想定されるため、その際はAWS PrivateLinkを用いるなどして回避することができるよう考慮する)。	Transit Gateway / AWS Private Link			●	○		

項番	概要	主な作業	利用する主なAWSサービス(想定)	受注者			ASP事業者	発注者・既設ネットワーク事業者等	備考
				拠点接続回線サービス	クラウド接続ゲートウェイサービス	ガバメントクラウドネットワーク運用補助サービス			
13	インターネット接続の必要なコンポーネントの整理	ASPにおいて、セキュリティアップデートなどのためにインターネットに接続する必要のあるコンポーネントを整理する。	-				●		
14	インターネットへ接続する環境の構築	ASPにおいてインターネットに接続する必要がある場合、インターネットに接続可能なVPCを用意し、Proxyなどを介して他のVPCからインターネットに接続する必要のあるコンポーネントがインターネット接続できるよう設定を行う。	VPC, EC2, Security Group など				●		ASP外においてインターネットに接続が必要なVPC等は想定しない。
15	リモート保守環境の構築	ASPにおいて、ネットワークアカウントへのコンソール接続、及びネットワークアカウントと運用管理環境間の接続の構築を行う。	Direct Connect / Transit Gateway / AWS Private Link				●		
16	ネットワーク障害対応	ASP事業者、受注者が連携し、ネットワーク障害の切り分けと暫定復旧対応、恒久対応を行う。	-	■ 接続回線内	■ ガバメントクラウド発注者領域内	■ 共同利用方式ASP環境内	■ 既設ネットワーク		
17	権限管理	構築時・運用管理時それぞれにおいてASP事業者に適切な権限をIAMにより割り当てる。	AWS IAM		■ ガバメントクラウド発注者領域内	■ 共同利用方式ASP環境内			
18	コスト管理	複数のASP事業者が1つのアカウントに混在する場合はタグを用いて事業者ごとにリソースを判別できるように管理する。	タグ		■ ガバメントクラウド発注者領域内	■ 共同利用方式ASP環境内			
19		必要に応じて上記タグベースでの閲覧・操作などの権限を付与する。	AWS IAM		■ ガバメントクラウド発注者領域内	■ 共同利用方式ASP環境内			
20		システムごと・ASP事業者ごと・アカウントごとに月ごとの予算を設定し、予算を超過した場合、予算	AWS Budgets / Amazon SNS/AWS		■ ガバメントクラウド発注者領域内	■ 共同利用方式ASP環境内			

項番	概要	主な作業	利用する主なAWSサービス(想定)	受注者			ASP事業者	発注者・既設ネットワーク事業者等	備考
				拠点接続回線サービス	クラウド接続ゲートウェイサービス	ガバメントクラウドネットワーク運用補助サービス			
21		を超過した場合にアラートを発報する。	Chatbot等						
		コストをアカウントごと、ASP事業者ごとに確認する。	AWS Cost Explorer/Amazon QuickSight			■ ガバメントクラウド発注者領域内	■ 共同利用方式ASP環境内		
22	セキュリティ設定管理	Security Hub, GuardDuty およびその他セキュリティサービスからアラートが発報された場合、それぞれのサービスの推奨に従った対応を行う。	AWS Security Hub/Amazon GuardDuty等			■ ガバメントクラウド発注者領域内	■ 共同利用方式ASP環境内		
23		既存構成のベストプラクティスを提案するツール(例: Trusted Advisor)を活用し、定期的に推奨構成を確認・必要に応じて変更する。	AWS Trusted Advisor等			■ ガバメントクラウド発注者領域内	■ 共同利用方式ASP環境内		
24		発注者セキュリティポリシーに合わせたアラート(Configルールや CloudWatchによるアラーム)を設定する。	AWS Config/Amazon CloudWatch			■ ガバメントクラウド発注者領域内	■ 共同利用方式ASP環境内		原則、デジ庁推奨構成で設定
25		デジタル庁から配布されているガバメントクラウド必須適用テンプレートを適用する。	AWS CDK			■ ガバメントクラウド発注者領域内	■ 共同利用方式ASP環境内		
26		デジタル庁からテンプレートの変更があった場合は速やかに変更されたテンプレートを適用する。				■ ガバメントクラウド発注者領域内	■ 共同利用方式ASP環境内		
27		発注者への情報連携	発報されたセキュリティアラート・コスト・構成の見直しに関して情報提供を行う。	-			■ ガバメントクラウド発注者領域内	■ 共同利用方式ASP環境内	
28	アラートへ対応	CloudWatch や Config からアラートが発報された場合、アプリケーション側で対応が必要な事項について迅速に対応する。	AWS Config/Amazon CloudWatch			■ ガバメントクラウド発注者領域内	■ 共同利用方式ASP環境内		
29	アプリケーション	CloudWatch, CloudWatch Logs 等	Amazon CloudWa			■ ガバメント	■ 共同利		

項番	概要	主な作業	利用する主なAWSサービス(想定)	受注者			ASP事業者	発注者・既設ネットワーク事業者等	備考
				拠点接続回線サービス	クラウド接続ゲートウェイサービス	ガバメントクラウドネットワーク運用補助サービス			
	ンモニタリング	を利用して応答時間、エラー率、障害停止時間(率)等をモニタリングする。	tch/CloudWatch Logs			クラウド発注者領域内	用方式ASP環境内		
30	障害・メンテナンス対応	AWS Personal Health Dashboardの通知へ対応する。	AWS Personal Health Dashboard			<p style="text-align: center;">■</p> ガバメントクラウド発注者領域内	<p style="text-align: center;">■</p> 共同利用方式ASP環境内		

凡例 初期環境設定作業関係 (ASP 接続作業を含む) ● : 主担当、○ : 副担当
 サービス提供関係 (ASP 接続作業を除く) ■ : 主担当、□ : 副担当
 ※ 但し、範囲を指定する記述のある作業分担についてはコメント部分に限る。